

屋久島町

男女共同参画基本計画

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

平成27年度～平成36年度

平成27年3月
鹿児島県 屋久島町

は じ め に

屋久島町長 荒木耕治



少子高齢化の進展・社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、一人ひとりがお互いの人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められ、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定されてから約16年が経過しようとしています。

このような中、町民の誰もが夢と希望を持ち、暮らして良かったと実感できる屋久島町を実現するためには、すべての町民が性別にかかわりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、その喜びも責任も分かれ合うことのできる男女共同参画社会を実現していかなければなりません。

本町では、「新町まちづくり計画」の主要施策のひとつとして「総合的な福祉の展開」を示し、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての町民が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、個性と能力を十分に発揮することができる島づくりを進めています。

今年度は、更なる男女共同参画の推進と配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進を図るため「屋久島町男女共同参画基本計画」・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

計画を実現するためには、本町に住み、働き、学び、活動するすべての町民や各種団体、教育関係者、事業者等がともに連携し、協働して取り組むことが必要です。

そのためにも、町民皆様並びに関係機関のより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、計画策定にあたり、様々な機会を通じて貴重なご意見をいただきました町民の皆様、熱心にご審議いただきました屋久島町男女共同参画推進懇話会の皆様並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 男女共同参画社会とは ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	1
2 計画策定の趣旨 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	3
3 計画の背景 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	3
4 男女共同参画をめぐる動き ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
5 社会・経済環境の変化 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
第2章 計画を推進するための施策の方向	
1 男女共同参画社会についてのさまざまな環境における 教育・学習の推進 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	10
2 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備 ······ ······ ······ ······ ······ ······	17
3 多様性にとんだ魅力あるくらしづくりを支える地域 環境づくりの推進 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	19
4 政策や方針の決定過程への女性参画の拡大 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	23
5 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に 立った環境の整備 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	25
6 男女共同参画社会実現の視点に立った制度・慣行の見直し ······ ······ ······ ······ ······	34
7 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止と救済に 向けた環境の整備 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	38
8 男女共同参画社会実現の視点に立った生涯を通じた心身 の健康に関する支援 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	52
9 男女共同参画の視点に立った多様な生活形態の支援 ······ ······ ······ ······ ······ ······	56
用語の解説 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	61
住民意識調査結果 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	63
男女共同参画社会基本法 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	83
屋久島町男女共同参画推進懇話会設置要綱 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	89
屋久島町男女共同参画推進会議設置要綱 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	91

第1章 計画策定にあたって

1 男女共同参画社会とは・・・

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条※1において定義されており、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をイメージしています。

男女共同参画社会基本法

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5つの柱（基本理念）を掲げています。また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。



～ 国・地方公共団体及び国民の役割 ～

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

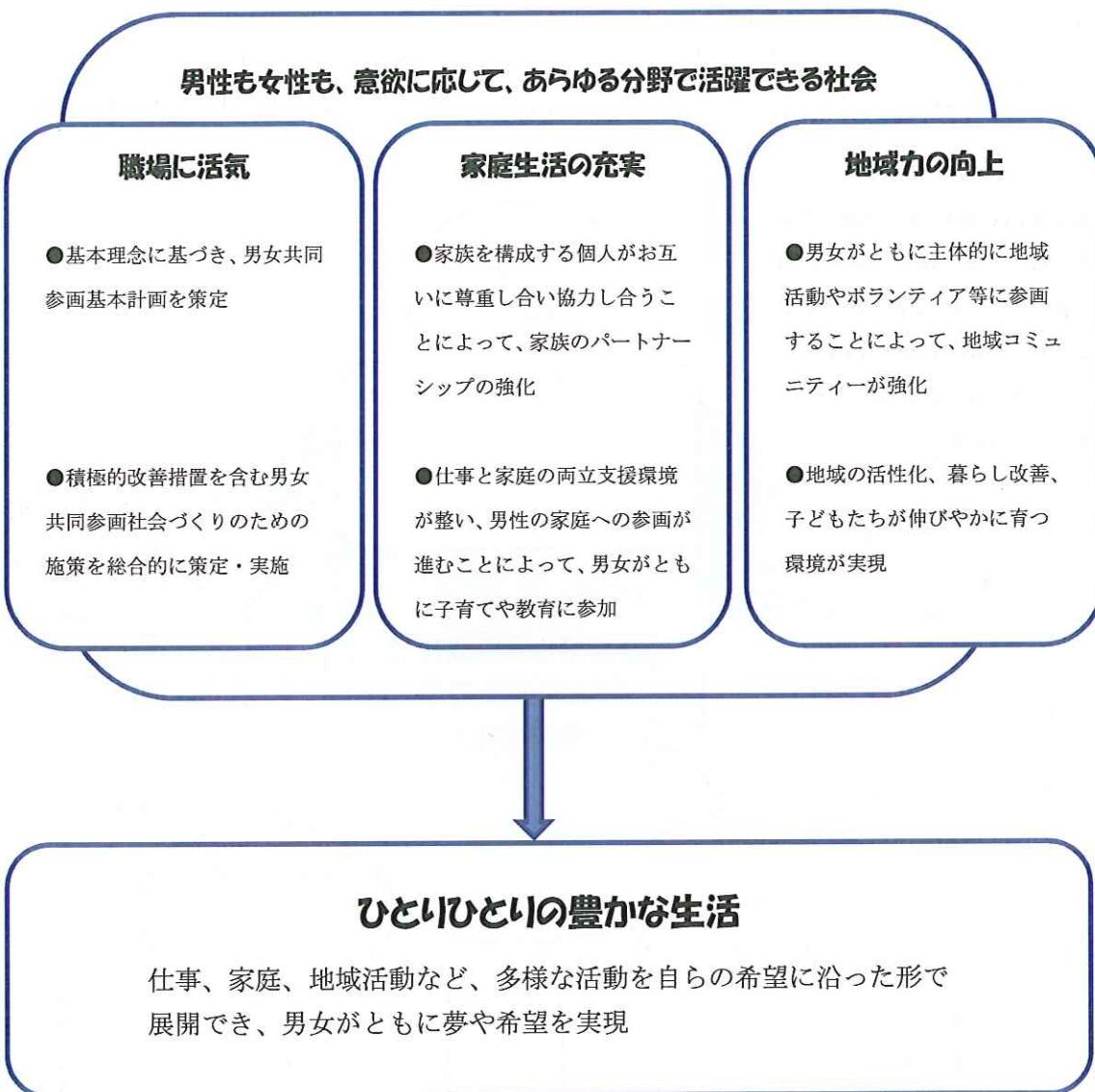
地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策を取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

男女共同参画社会のイメージ図



※1 男女共同参画社会基本法第2条第1項「男女共同参画社会の形成」

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 計画策定の趣旨

平成 11 年に制定された男女共同参画社会基本法により、男女共同参画社会の実現は 21 世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

本町も、社会・経済環境の大きな変化を背景に地方分権の時代を迎えていました。この変化に伴い、多様化・高度化する諸課題に対応し、豊かで活力ある地域をつくるためには、誰もが人権を尊重し、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現に取り組むことが喫緊の課題です。

本町では、このような状況の変化や国新たな第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月）に対応した計画を策定することとしました。

具体的には、男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策を示すとともに、男女共同参画政策がより一層、町民と一体となった取り組みとして展開されるよう推進体制を確立し、総合的かつ計画的に推進するための指針となる「屋久島町男女共同参画推進計画」（平成 27 年度～平成 36 年度）を策定します。

3 計画の背景

男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、1975 年（昭和 50 年）の国際婦人年以降、国際的な動きと軌を一にして、国内行動計画により様々な施策を推進するなど、着実に進歩してきました。1999 年（平成 11 年）6 月には、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、21 世紀のわが国の社会を決定する最重要課題として位置づけられました。また、2000 年（平成 12 年）には、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けた施策の方向性が示されました。

また、少子高齢化の進行により、総人口や労働力人口は減少し、経済は長期的に低迷を続け、非正規雇用者が増加するなど、社会全体に閉塞感の広がりがみられます。また、人々の価値観が多様化するなか、社会の持続可能な発展に向けて、女性も男性も仕事と家庭、地域活動などの調和のとれた、自分らしい生き方の選択ができるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現も求められています。

さらに、2011 年（平成 23 年）3 月に発生した東日本大震災では、男女共同参画の視点を踏まえた被害者支援のあり方について多くの課題が取り上げられ、女性や子育てに対応した避難所の設計、災害分野での女性の参画の必要性などが指摘されるとともに、男女それぞれの生き方、家計のあり方についても変化がみられてきたとも言われています。

未曾有の災害からの一日でも早い復興が待たれる今日、女性も男性も安心して暮らせる社会が実現できるよう、更なる男女共同参画の取り組みが求められています。

4 男女共同参画をめぐる動き

(1) 国連、日本、鹿児島県の動き

年	国連の動き	日本の動き	鹿児島県の動き
1985 (昭 60)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の10年最終年世界会議(第3回世界女性会議ナイロビ) ●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護基準額の男女差別解消 ●「国民年金法」改正(女性の年金権の確立) ●「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) ●「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ●鹿児島県新総合計画に「婦人の地位向上の推進」を掲げる ●広報誌「かごしまの婦人」発行(昭60年~平元年)
1986 (昭 61)		<ul style="list-style-type: none"> ●「労働基準法」改正(女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充) ●婦人問題企画推進会議拡充(構成を全省庁に拡大) ●婦人問題企画推進有識者会議開催 	
1987 (昭 62)		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	
1989 (平元)			<ul style="list-style-type: none"> ●女性問題に関する県民意識調査実施 ●広報誌「かごしまの女性」発刊(平元年~平3年)
1990 (平2)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ●婦人政策室設置
1991 (平3)		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂 ●「育児休業法」公布(平4年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人政策室を女性政策室に改称 ●「鹿児島女性プラン21」策定〔計画期間:平3年度~平12年度〕 ●鹿児島女性プラン21推進会議及び鹿児島県女性行政連絡会議設置
1992 (平4)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連環境開発会議(リオデジャネイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人問題担当大臣任命 	<ul style="list-style-type: none"> ●広報誌「ハーモニー」発刊(平4年~平16年)

年	国連の動き	日本の動き	鹿児島県の動き
1993 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> ●世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ●「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校での家庭科の男女必修完全実施 ●「パートタイム労働法」公布・施行 	
1994 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●高校での家庭科の男女必修完全実施 ●総理府男女共同参画室設置 ●男女共同参画審議会設置 ●男女共同参画推進本部設置 	
1995 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回国連世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●育児・介護休業法」成立（介護休業に関する部分を平11年から実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ●鹿児島県「女性の翼」団員を北京の世界女性会議・NGOフォーラムへ派遣 ●鹿児島の男女の意識に関する調査実施
1996 (平8)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ●「男女共同参画ビジョン」答申 ●「男女共同参画2000年プラン」策定 ●「優生保護法」を一部改正し、「母体保護法」公布・施行 	
1997 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画審議会設置法」により男女共同参画審議会設置 ●「男女雇用機会均等法」改正（母性保護は平10年に、その他は平11年に施行） ●「労働基準法」改正（平11年施行）（深夜・休日・時間外労働における女性就業規制の撤廃） ●「介護保険法」公布（平12年施行） 	
1998 (平10)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画社会基本法」についての答申（男女共同参画審議会） 	

年	国連の動き	日本の動き	鹿児島県の動き
1999 (平 11)	●第 43 回国連婦人の地位委員会で「女子差別撤廃条約の選択議定書」を採択	●「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ●「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画促進を規定） ●農林水産省「農山漁村男女共同参画推進指針」発表 ●「少子化対策推進基本方針」決定	●「かごしまハーモニープラン」策定〔計画期間：平 11 年度～20 年度〕 ●かごしまハーモニープラン推進懇話会及び男女共同参画推進本部設置
2000 (平 12)	●国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)「政治宣言及び成果文書」採択	●「男女共同参画基本計画」策定 ●「児童虐待防止法」公布・施行 ●「ストーカー規制法」公布・施行	
2001 (平 13)		●内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ●「配偶者暴力防止法」公布・施行 ●第 1 回男女共同参画週間（6 月 23～29 日） ●閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	●女性政策室を男女共同参画室に改称 ●「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布（平 14 年施行） ●鹿児島県の男女の意識に関する調査実施
2002 (平 14)		●「健康増進法」公布（平 15 年施行）	●鹿児島県男女共同参画審議会設置 ●婦人相談所（現女性相談センター）を配偶者暴力相談支援センターに指定
2003 (平 15)	●第 29 会期国連女子差別撤廃委員会	●男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ●「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ●「少子化社会対策基本法」公布・施行	
2004 (平 16)		●「配偶者暴力防止法」改正（「配偶者からの暴力」の定義の拡大、都道府県への基本計画の策定義務化等）	●配偶者等からの暴力対策会議設置

年	国連の動き	日本の動き	鹿児島県の動き
2005 (平 17)	●第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」(ニューヨーク)	●「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006 (平 18)		●「男女雇用機会均等法」改正（性別による差別禁止の範囲拡大、間接差別規定の導入等）	●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 ●男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定
2007 (平 19)		●「配偶者暴力防止法」改正（保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等、平 20 年施行）	●各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部（7か所）を配偶者暴力相談支援センターに指定 ●鹿児島県の男女の意識に関する調査実施 ●婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更
2008 (平 20)			●「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定【計画期間：平 20 年度～平 24 年度】
2009 (平 21)		●「育児・介護休業法」改正	●男女共同参画室設置 ●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定
2010 (平 22)	●第 54 回国際婦人の地位委員会「北京+15」策定	●「男女共同参画基本計画(第 3 次)」策定	
2011 (平 23)			●鹿児島の男女の意識に関する調査実施
2013 (平 25)			●「第 2 次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定【計画期間：平 25 年度～平 29 年度】

(2) 屋久島町の取り組み

「新町まちづくり基本計画」の主要施策のひとつとして「総合的な福祉の展開」を示し、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての町民が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、個性と能力を十分発揮することができる島づくりを目指すこととしています。

そのため、男女の多様な生き方を可能にする環境の整備や男女共同参画による地域づくりの推進、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの予防・根絶に向けた取り組みの推進、性別による固定的な役割分担意識の解消を図るための意識啓発・広報活動の推進、男女共同参画の理念を広く普及させるため、生涯を通じて学習する機会の提供など横断的かつ総合的に施策を推進していきます。

また、平成26年9月に町民の実態を把握するために「男女共同参画基本計画に関するアンケート調査」を実施し、この調査結果は今回の計画策定の基礎資料となっています。

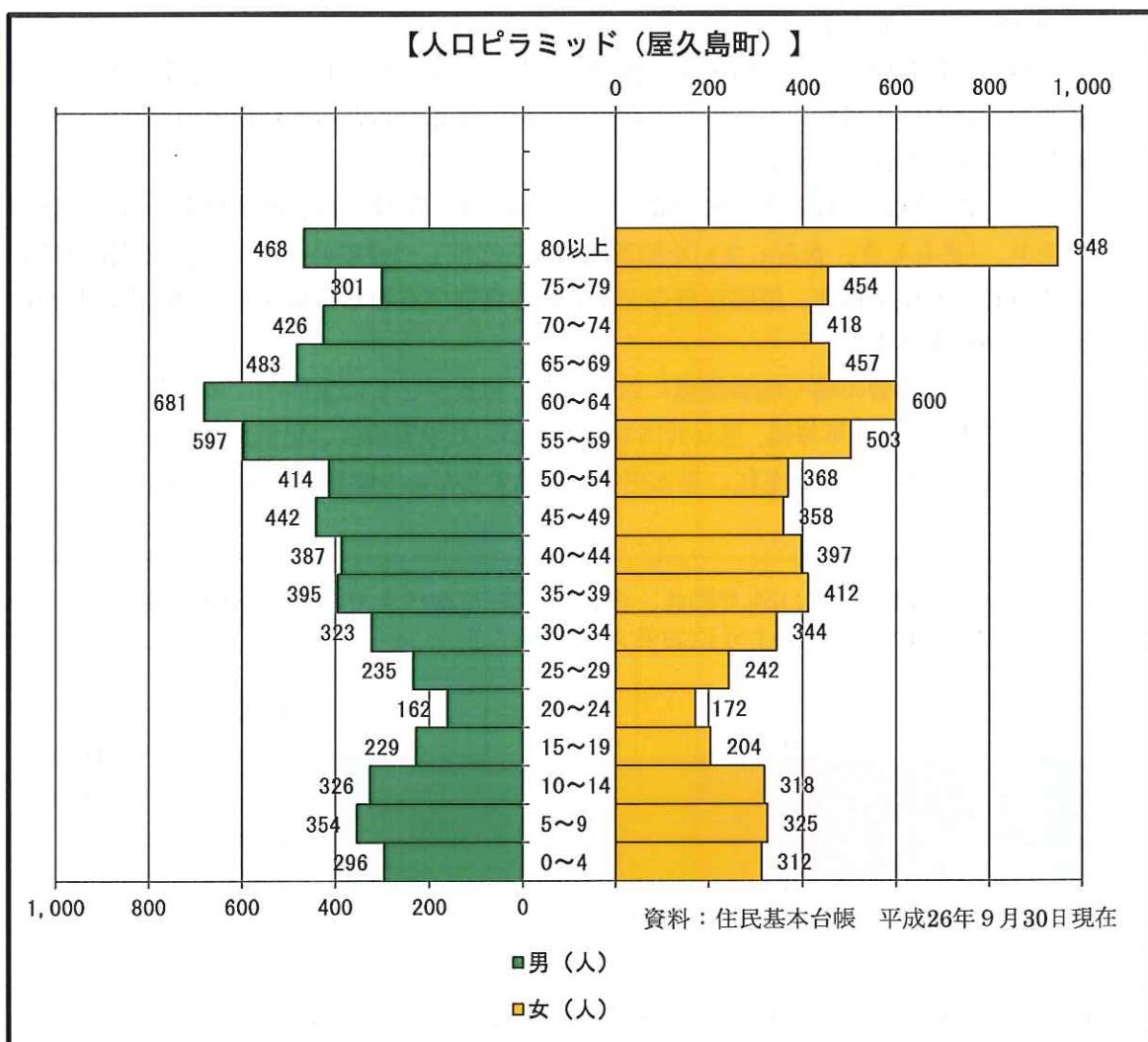
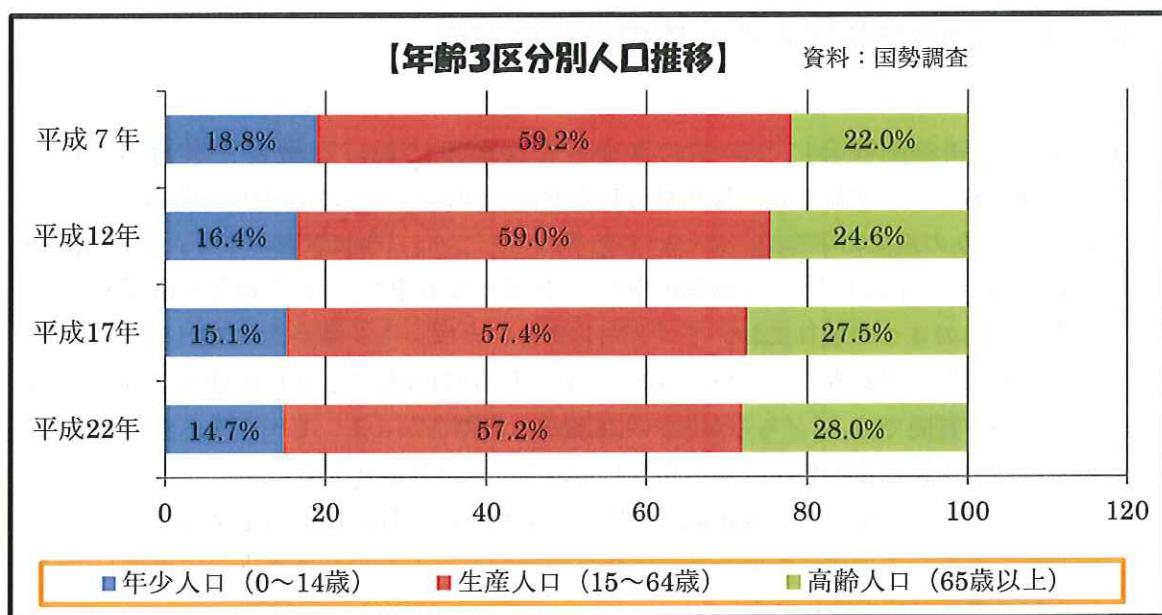
5 社会・経済環境の変化

(1) 人口減少・少子高齢社会の進展

町の総人口は、平成7年13,593人から平成22年13,589人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。国勢調査による年齢3区分別人口を見ると、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成7年22.0%から平成22年28.0%となっており、高齢化が進んでいます。

人口減少や少子高齢社会の急速な進展は、生産人口の減少による社会活力の低下を招き、安定した社会保障制度の運営も危ぶまれてきます。また、経済環境の変化や産業構造の変化により、これまでの経済状況に適してきた様々な制度・慣行は見直しが必要となってきます。男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮でき、また、一人ひとりの多様な生き方の選択を可能にする男女共同参画社会に向けた環境づくりが求められています。

		合計	年少人口 (15歳未満)	生産人口 (15~64歳)	高齢人口 (65歳以上)
平成7年	人数(人)	13,593	2,556	8,051	2,986
	割合(%)	100.0	18.8	59.2	22.0
平成12年	人数(人)	13,875	2,275	8,181	3,419
	割合(%)	100.0	16.4	59.0	24.6
平成17年	人数(人)	13,761	2,074	7,899	3,788
	割合(%)	100.0	15.1	57.4	27.5
平成22年	人数(人)	13,589	2,001	7,779	3,809
	割合(%)	100.0	14.7	57.2	28.0



第2章 計画を推進するための施策の方向

1 男女共同参画社会についてのさまざまな環境における教育・学習の推進

平成26年度に実施した「屋久島町男女共同参画社会についての住民意識調査」において、「男女の地位の平等感」についてたずねたところ、「学校教育の中で」「法律や制度で」を除き、「家庭の中で」「職場の中で」「地域社会の中で」「社会通念・慣習・しきたりなどで」の4つの項目において「どちらかといえば男性が優遇されている」の回答が多く、不平等感があることがわかった。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という質問では、「どちらかといえば賛成」の割合が41.6%と最も多く、依然として固定的な性別役割分担意識が存在していることが分かります。

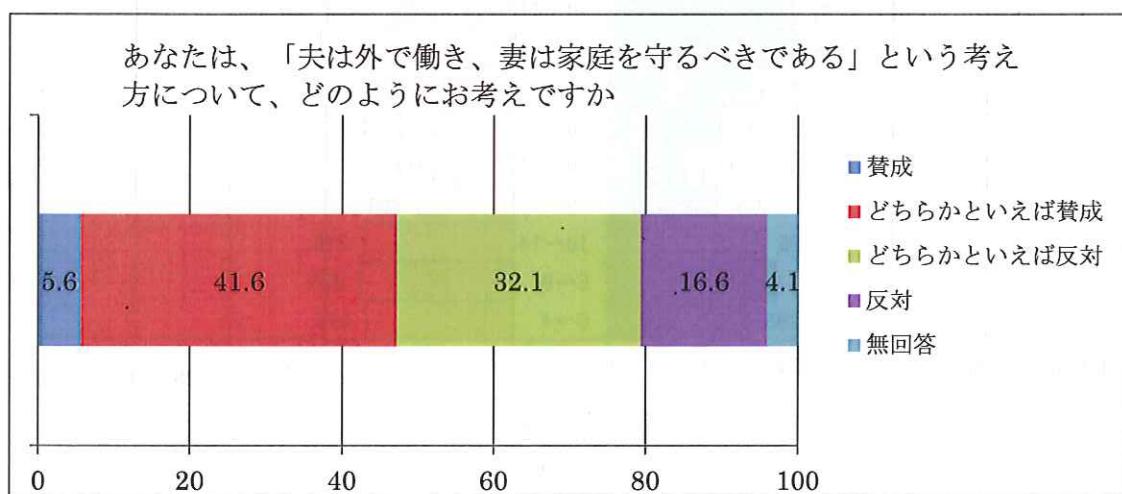
この調査結果を見ると、固定的な性別役割分担意識が性別による不平等をつくり、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす阻害要因であることの認識が十分に浸透していない本町の現状が読み取れます。

そのため、さまざまな学習の場等において、男女共同参画社会についての理解を深める取り組みが必要です。

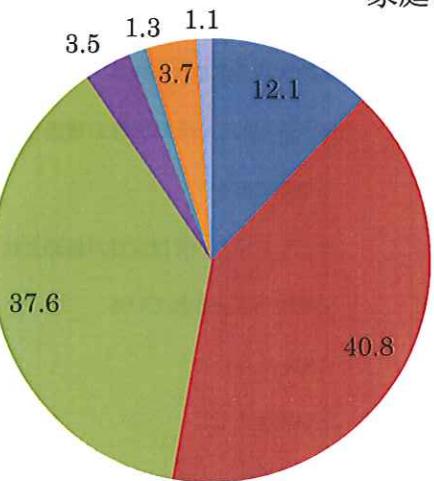
学校教育においては、技術・家庭科の男女共修をはじめとして、道徳、社会科、特別活動などにおいて男女のあり方を男女共同参画の視点からとらえた指導の取り組みや人権教育が進められています。

子どもたちは、一日の多くの時間を学校で過ごす。学校では、必要以上に男女を区別したり、「男らしさ、女らしさ」を無意識のうちに押しつけていないかを、教科指導はもとより行事や生徒指導、進路指導などあらゆる場面で点検し、男女平等の視点に基づいた指導が望まれます。

また、生涯学習の場や職場環境においても、男女がともに主体的に多様な生き方を選択できるよう、男女平等観、男女共同参画に基づいた学習機会の提供が必要となるよう、家庭や地域への啓発とともに、男女平等を実現するための学習を推進します。

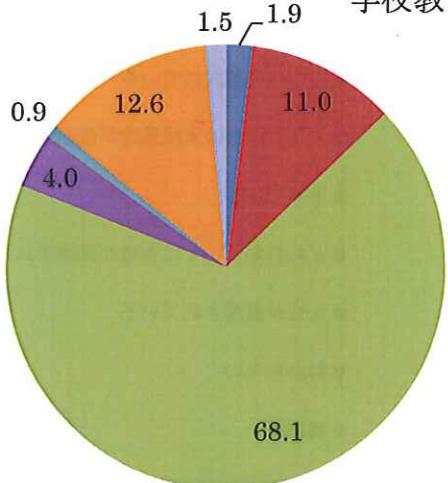


家庭の中では

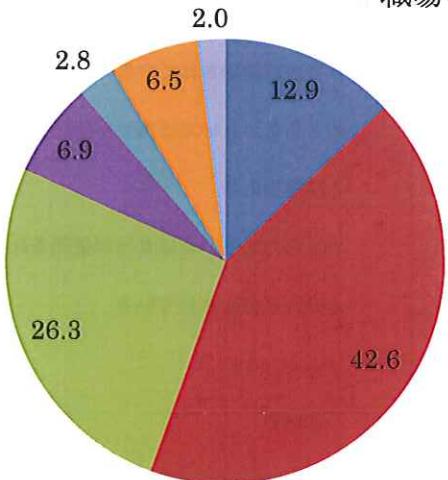


- 男性が優遇されている
- どちらかといえば男性が優遇されている
- 平等である
- どちらかといえば女性が優遇されている
- 女性が優遇されている
- わからない
- 無回答

学校教育の中では

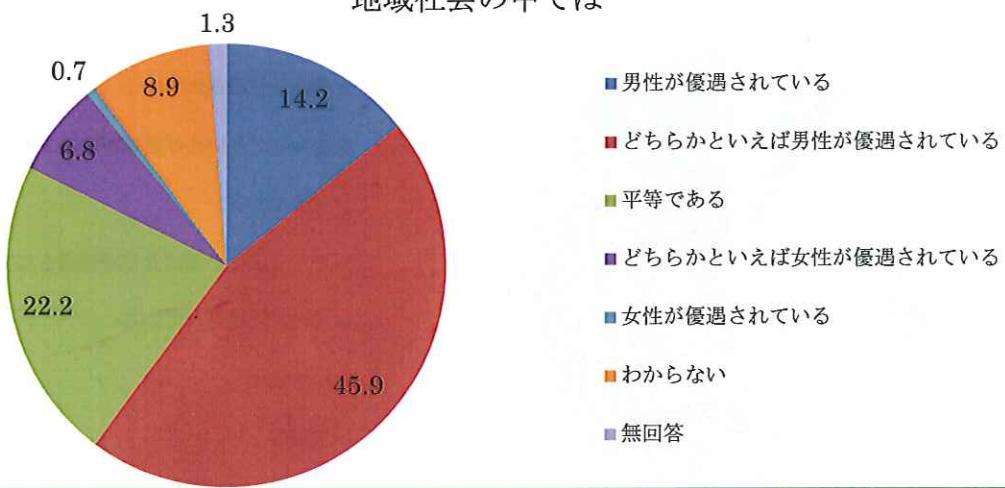


職場の中では

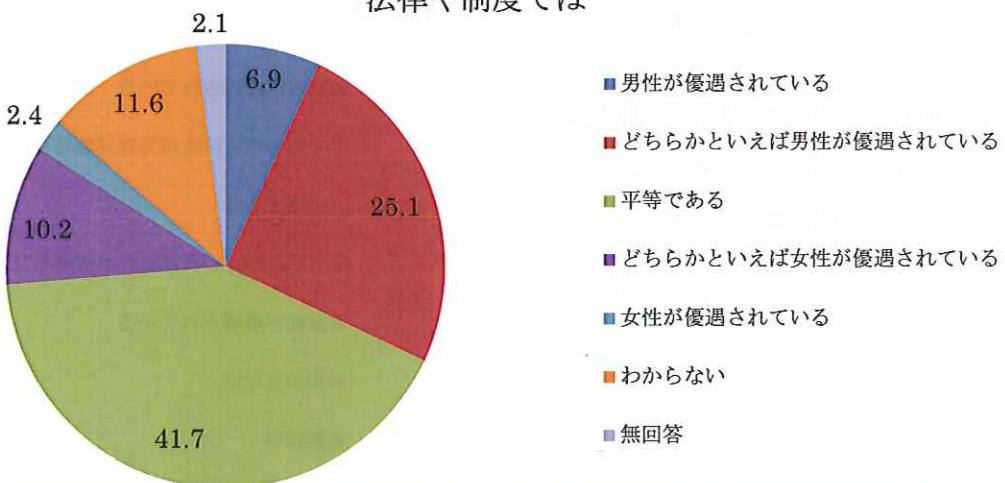


- 男性が優遇されている
- どちらかといえば男性が優遇されている
- 平等である
- どちらかといえば女性が優遇されている
- 女性が優遇されている
- わからない
- 無回答

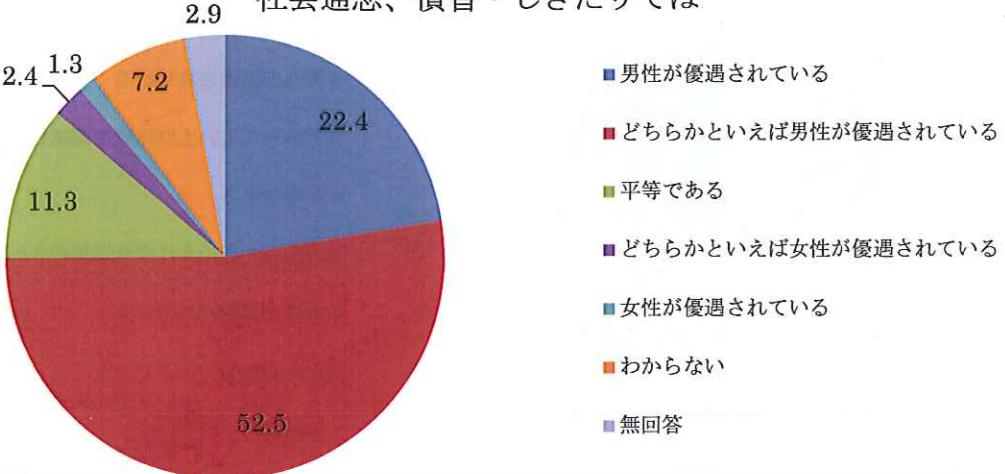
地域社会の中では



法律や制度では



社会通念、慣習・しきたりでは



● 計画を推進するための事業一覧

No	事業名	事業内容	担当課
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画社会についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行う。その際、対象別に関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組む。特に男性や若い世代、子どもを対象にした取り組みの強化に努める。	総務課 企画調整課
2	公民館等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	男女共同参画社会についての講座等の実施に当たっては、参加しやすいよう、公民館や、家庭教育学級、職場等、住民に身近な場所で開催する。	総務課 社会教育課
3	人権教育・学習の推進	<p>人権に関する教育・学習のテーマに、男女共同参画社会についての学びを入れるとともに、固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図るため、人権に関する教育・学習を行う。</p> <p>また、性別に由来する個別具体の人権問題について、男女共同参画社会の形成の阻害要因となることの理解を踏まえた教育・学習を行う。</p>	教育総務課 町民生活課 社会教育課 総務課
4	生涯学習・社会教育の推進	生涯学習・社会教育によって、年齢や性別に関わりなく広く住民に多様な内容で提供される学習は、その結果として町民の男女共同参画意識に影響を及ぼす場合もあるため、学習内容の企画に当たって固定的な性別役割分担意識を助長するものではないか、画一的な「男性像」「女性像」「家族像」を強調するものではないか等に配慮する。また、家庭教育学級、女性団体、青年団、育儿グループ等における男女共同参画社会についての学習機会の提供を促進する。	社会教育課 健康増進課
5	若年期からのライフプランニングに関する広報・啓発の推進	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自らの個性と能力を發揮して主体的な生き方が選択できるよう、長期的な視点での人生設計（ライフプランニング）を行うことを支援するための若い世代に向けた研修会等の広報・啓発を進める。	教育総務課 社会教育課

No	事業名	事業内容	担当課
6	租税教育への男女共同参画の視点の導入	学校等における租税教育を行う際に、「税」について、男女が共に利益を享受し負担を担う男女共同参画の意義を踏まえて、社会・経済・雇用などの基本的な社会の仕組みとのつながりの中で説明し、男女が共に社会的に自立する存在であることの大切さを通して、若年期からの社会感覚を磨き納税意識が高められるよう、内容の充実を図る。	税務課 教育総務課
7	キャリア教育への男女共同参画の視点の導入	子どもの頃から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生涯を見通した総合的なキャリア教育を進める。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の重要性について理解の促進を図る。	総務課 教育総務課
8	メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	固定的な性別役割分担意識の解消に向け、メディアが提示する固定的な性別イメージを読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や、広報・啓発を行う。	総務課 企画調整課
9	男女共同参画社会についての情報提供の充実	住民の男女共同参画社会についての理解が深まるよう、国・県の取り組みや法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、町のあらゆる媒体を活用し提供するとともに、町が行うあらゆる講座・イベント等において国・県等が作成したリーフレット等を配布する。	総務課
10	男女共同参画社会に関する図書等の整備・充実	男女共同参画に関する図書、視聴覚資料等を広く収集し、男女共同参画関連図書コーナーを設置する。	総務課 社会教育課
11	社会教育、学校教育担当職員への研修	教育行政に携わる職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、男女共同参画に関する研修等の取り組みを進める。	教育総務課 社会教育課
12	校長・教頭会等を活用した男女共同参画概念の周知	校長等、教育の場における管理職が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、男女共同参画に関する研修等の取り組みを進める。	教育総務課

No	事業名	事業内容	担当課
13	教職員、幼稚園教諭、教育に携わる人への研修	次代を担う子どもたちの成長過程に関わる人の男女共同参画意識は、子どもたちの男女共同参画意識の醸成に影響を及ぼし、特に教育・学習に携わる人が、その影響の重要性を認識し、男女共同参画意識の涵養を図るために教職員、幼稚園教諭、教育に携わる人を対象とした研修を実施する。	教育総務課
14	人権・男女共同参画についての授業等の取り組みに関する支援	学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に応じて、各教科・領域において、男女共同参画社会についての理解を深める学習を実施するに当たって資料・情報の提供等を行う。	教育総務課
15	幼児教育・学校教育等における人権教育への男女共同参画視点の導入	男女共同参画社会の形成は、性別に由来する人権問題に焦点を当てて人権の確立を目指すことであり、人権教育における個別具体的な差別に関する学習を、男女共同参画社会基本法第3条「男女の人権の尊重」への理解を踏まえて行う。	教育総務課
16	各種相談員への研修	住民の人権擁護に関する相談等を行う人には、男女共同参画概念の浸透を図る必要があり、研修の機会の充実を図る。	福祉事務所 町民生活課 総務課
17	保護者・P T A等への情報提供等支援	保育所・幼稚園・学校等における保護者会・P T A等を活用し、男女共同参画社会についての情報提供に努めるとともに、男女共同参画についての研修の実施を働きかけるなど、子育て当事者への男女共同参画の理念の理解を促進する。	教育総務課 社会教育課 福祉事務所
18	女性団体等への情報提供等支援	女性団体等の活動が、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するよう、男女共同参画社会についての情報提供や県男女共同参画センターが実施する研修等への参加を働きかける。	社会教育課 総務課
19	事業所等への情報提供	事業所を通して、雇用者への男女共同参画の理解の周知を図る。その際、提供する情報については、雇用者の関心に対応する内容となるよう努める。また、男女雇用機会均等法等関係法令の順守に向けた情報提供を行う。	商工観光課 福祉事務所 総務課

No	事業名	事業内容	担当課
20	各種講座、事業等の開催日時の配慮	町が実施する事業等は、住民生活に関わる情報提供と町政への住民参加を促す重要な機会でもあり、その参加が一定の層に偏り、参加の機会の不平等を助長することのないよう、性別・年齢等に関わりなく多様な人が参加しやすいように配慮する。	関係各課
21	町が開催する講座等での一時保育の実施	子育て中の人が、町が主催する講座や会議等に参加しやすいよう、一時保育の実施についての体制の整備を図る。併せて、託児ボランティアの養成に努める。	関係各課 健康増進課

